

**第1,2回茨城県河川整備計画検討委員会における
ご意見に対する茨城県の考え方
（久慈川圏域河川整備計画）**

**令和2年3月30日
茨城県土木部河川課**

番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方	資料-1 原案	
			ページ	行
1	<p>・県管理区間で破堤しないような整備を進めると、直轄区間の洪水流量が上がってしまう。流域全体として、降った雨をどう処理するのか検討していくべき。</p>	<p>・流域全体を視野に入れた総合的な河川管理として、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨記載しています。</p>	28	25
2	<p>・緊迫した状況下で、情報を住民にどう伝えていくのか。受け取る側の教育も考えていかなければならない。住民が自分の周りの状況と水がどう関わっているのか関心が高まっている中、どのように事前に教育していくかなど、今回の計画にはハード対策だけでなく、ソフト対策も入れるべき。</p>	<p>・住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインの作成支援や、雨量・河川水位情報等について、インターネット・携帯端末、地上デジタル放送(データ放送)等を積極的に活用し、わかりやすく、かつ迅速に防災情報を提供することなどといったソフト対策を積極的に推進する旨記載しています。</p>	27 28	9 13

第2回検討委員会でいただいたご意見

【久慈川圏域】

番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方	資料-1 原案	
			ページ	行
1	・久慈川の直轄区間の流量を見直しても、そこに流入する県管理区間において流下速度を速くするという方向性で整備を進めるとなると、引き受ける国側の容量は足りなくなる。いたずらに流下スピードを上げるのではなく、一時的に河川に流入する水量をストックするような時間差をつけ、下流への負荷を小さくする対策が必要ではないか。	・県管理区間の久慈川については、下流への負荷が大きくならないよう、計画流量は変えずに、宅地への浸水被害を防ぐことを目的に、部分的な築堤の整備等を計画しております。	20 22	1 7
2	・河川敷内にある樹木、特に竹林について、治水上問題となっている場合があり、国と県で協議しながら積極的に伐採を進めていただきたい。	・樹木伐採は河川の流下能力を向上させる即効性のある対策ですので、上下流バランスや治水上必要な水害防備林もあることから、それらを勘案しつつ、実施箇所を検討してまいります。 ・河道の維持管理に「樹木の伐採」を追記しています。	25	15
3	・どこでどんな水位になっているか、越水なり決壊が起きたときにすぐわかるように水位状況が分かるモニタリングをもう少し強化する必要がある。その情報をいかに一般住民の方に伝達することができるかが重要。	・「危機管理型水位計」及び「簡易型河川監視カメラ」を活用した監視体制の充実を図るとともに、雨量・河川水位の情報等について、インターネットや携帯端末、地上デジタル放送(データ放送)等を積極的に活用し、わかりやすく、かつ迅速に防災情報を提供していく旨を記載しております。	27	9
4	・久慈川、里川の堤防はこれからもつくらないといけないのか、それとも選択的にわざとつくらないでいいのか伺いたい。	・久慈川、里川ともに宅地への浸水を防ぐために、部分的な築堤を計画しております。	22 24	7 2